

建物の種類	出店可能な用途地域
小規模（150㎡以下）の飲食店・店舗	第二種低層住居専用地域・第一種中高層住居専用地域・第二種中高層住居専用地域・第一種住居地域・第二種住居地域・準住居地域・近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域
中規模（500㎡以下）の飲食店・店舗	第一種中高層住居専用地域・第二種中高層住居専用地域・第一種住居地域・第二種住居地域・準住居地域・近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域
大規模（500㎡超）の飲食店・店舗	第二種中高層住居専用地域・第一種住居地域・第二種住居地域・準住居地域・近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域 注：用途規制の改正（平成19年11月30日施行）集約型都市構造への転換 大規模集客施設＜床面積が10,000平方メートル超の店舗、飲食店、劇場、映画館、演芸場、観覧場、遊技場、展示場、場外馬券売り場等＞は、近隣商業地域、商業地域、準工業地域では建築できますが、それ以外の区域では、特定行政庁の許可がなければ建築できなくなりました（建築基準法・48条、別表第2）
小規模車庫（2階以下かつ300㎡以内）	第一種中高層住居専用地域・第二種中高層住居専用地域・第一種住居地域・第二種住居地域・準住居地域・近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域・工業専用地域
大規模車庫（3階以上または300㎡超） 営業用倉庫	準住居地域・近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域・工業専用地域
ホテル・旅館	第一種住居地域・第二種住居地域・準住居地域・近隣商業地域・商業地域・準工業地域

建物の種類	出店可能な用途地域
ボウリング場・スケート場・プール	第一種住居地域・第二種住居地域・準住居地域・近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域
カラオケ BOX	第二種住居地域・準住居地域・近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域・工業専用地域
パチンコ店・勝馬投票券発売所 マージャン店・射的場	第二種住居地域・準住居地域・近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域
小規模 (200㎡未満) のシアター・映画館	準住居地域・商業地域・準工業地域 近隣商業地域 注：用途規制の改正（平成 19 年 11 月 30 日施行）集約型都市構造への転換 近隣商業地域で建築できる劇場・映画館・演芸場・観覧場は、改正前は「客席部分の床面積の合計が 200 平方メートル未満」でしたが、改正により「客席部分の床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの」も建築できるようになりました
大規模 (200㎡以上) のシアター・映画館・ キャバレー・料理店	商業地域・準工業地域
ソーブランド	商業地域
危険性高く、環境悪化のおそれがある工場	工業地域・工業専用地域
小規模 (150㎡以下) の自動車修理工場	準住居地域・近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域・工業専用地域
中規模 (300㎡以下) の自動車修理工場 新聞印刷工場	近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域・工業専用地域
大規模 (150㎡超) の工場	準工業地域・工業地域・工業専用地域